

児童手当 異動の際には届出が必要です

児童手当を受給するには、申請・届出が必要です。出生・転入等で新たに鏡野町からの受給が始まる場合や、転出等で鏡野町からの受給資格が消滅する場合に加えて、

①公務員の方が退職・出向等により公務員でなくなる場合

②鏡野町から児童手当を受給していた方が新たに公務員になる場合

上記の場合にも、鏡野町役場子育て支援課または各振興センターに申請・届出をする必要があります。

公務員の方の異動は町では把握することができません。すみやかに届出をお願いします。
届出の際には、所属庁から発行された異動辞令の写しが必要です。

※上記①の場合は、退職日(異動日)の翌日から起算して15日以内に申請が必要です。申請が遅れると、原則、遅れた月分の児童手当を受けられません。

※上記②の場合は、届出が遅れて二重受給となった場合、受給した手当を返還していただく必要があります。

お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 子育て支援係

電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891

病児・病後児保育について

病児・病後児保育は、お子さまが発熱などの急な病気にかかったときや病気からの回復期に保護者の方が仕事などで家庭での保育を行う事が困難なとき、病児・病後児保育の実施施設が保護者の方に代わってお子様の保育を行うものです。

●対象児等

鏡野町に住所があり、既に保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等に通園・通学している生後8ヶ月から小学校3年生までの児童。(※ただし、松尾小児科、小畠医院は、生後7ヶ月～小学校6年生まで利用可能。)

●実施施設

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、受け入れが休止となる場合があります。

●こどもデイケアルーム「さくら」

(河原内科・松尾小児科内)

津山市二宮2137-10 電話(0868)28-5570(小児科外来)

●鏡野町国民健康保険病院 3階

病児保育室「たんぽぽ」

鏡野町寺元365 電話(0868)54-0011

●病児保育室「方舟(はこぶね)」(小畠医院内)

※令和2年4月30日～当面の間、受入れ休止中
津山市志戸部662-14 電話(0868)25-2111

※ 利用時間については、実施施設にお問い合わせください。
※ 日曜日・祝祭日・年末年始・小児科休診日はお休みとなります。

●利用方法

- 毎年度、事前登録が必要ですが、外来で利用初日に登録することもできます。
- 必要書類は、子育て支援課又は病児保育の実施施設にありますので登録をしてください。
- 必ず、利用前には実施施設に予約状況を確認してご利用をお願いいたします。
また、予約を取消す場合も実施施設にご連絡ください。

●利用料

- 1日 2,000円(別途食事代400円 *希望者のみ)
※但し、ひとり親家庭等医療給付対象世帯及び生活保護世帯は1日1,000円

病児・病後児保育は幼児教育・保育の無償化の対象です。ただし、

- ・幼稚園、保育園(所)、認定こども園等を利用してない方が対象です。
- ・町の「保育の必要性の認定」が必要です。
- ・お子様の年齢により上限額があり、世帯の課税状況等によっては無償化の対象にならない場合もあります。

詳しいお問い合わせは下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 子育て支援係

電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891